



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） ..... 1
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立沖縄水産高等学校） ..... 1
- その他
- 行政オンブズマンの運営状況の公表 ..... 3

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年 7月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年 9月29日 沖縄県指令土第747号、平成28年11月24日 沖縄県指令土第872号（変更）、平成29年 3月30日 沖縄県指令土第271号（変更）、平成29年10月31日 沖縄県指令土第741号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字糸満1858番 9ほか14筆（3工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 公園及び避難通路
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
 （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市字安里361番地34 託一株式会社 代表取締役 石川貞則
- 5 検査済証番号 令和元年 7月11日 第4569号
- 6 工事完了年月日 令和元年 6月24日

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和元年 7月23日

沖縄県立沖縄水産高等学校長 渡 久 山 英 雅

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達する特定役務の名称及び数量 実習船「海邦丸五世」第三種中間検査及び一般修繕 一式
  - (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 履行の期間 令和元年11月28日（木曜日）から同年12月24日（火曜日）まで
  - (4) 履行の場所 落札者の有するドック場
  - (5) 納入の場所 糸満漁港
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
  - (1) 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する

- 者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県立沖縄水産高等学校ホームページからダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 令和元年7月23日（火曜日）から同年8月22日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
- (2) 場所 沖縄県立沖縄水産高等学校事務室 〒901-0305 糸満市西崎一丁目1番1号 電話番号098-994-3483
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 令和元年7月23日（火曜日）から同年8月22日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
- (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和元年9月3日（火曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県立沖縄水産高等学校小会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和元年7月23日（火曜日）から同年8月22日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所で配付又は沖縄県立沖縄水産高等学校ホームページからダウンロードすること。
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立沖縄水産高等学校
- (2) 所在地 〒901-0305 糸満市西崎一丁目1番1号 電話番号098-994-3483
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 人札書の提出の方法 人札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による人札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
  - ア 期限 令和元年9月2日(月曜日)午後4時
  - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立沖縄水産高等学校に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased  
TypeⅢ Intermediate Inspection and Repairs for the Training Ship Kaihou Maru
- (2) Fulfillment period  
From 28, November, 2019 through 24, December, 2019.
- (3) Date for bids  
10:00 a.m. September 3, 2019
- (4) Point of contact  
Okinawa Prefectural Okinawa Fisheries High School Office  
1-1-1 Nishizaki Itoman city, Okinawa, Japan, 901-0305  
Telephone 098-994-3483

そ の 他

沖縄県行政オンブズマン設置要綱(平成7年3月27日知事決裁)第18条の規定により、平成30年度における行政オンブズマンの運営状況を次のとおり公表する。

令和元年7月23日

沖縄県行政オンブズマン 当 間 重 美  
沖縄県行政オンブズマン 吉 崎 敦 憲

第1 平成30年度苦情申立等の概要

1 苦情申立等受付状況

(1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの書面による苦情申立受付件数は、6件である。そのほか、窓口・電話等での苦情が112件、相談・要望等が54件、問合せ・資料請求が32件で、苦情申立等の件数は、合計204件となり、前年度の229件より25件減少している。

部局別には、子ども生活福祉部に係る苦情申立等が最も多く、次いで土木建築部、知事公室、保健医療部、総務部の順となっている。

第1表 苦情申立等件数一覧

事項 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
苦情申立(書面)	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	2	0	6
窓口・電話等での苦情	12	15	6	10	11	8	7	6	7	14	7	9	112
相談・要望等	6	10	8	3	4	4	2	5	4	2	2	4	54
問合せ・資料請求	0	1	3	3	2	2	4	6	1	4	5	1	32
計	18	27	17	16	18	14	14	17	12	21	16	14	204

(2) 苦情申立(書面)受付件数を部局別にみると、土木建築部2件、企画部1件、子ども生活福祉部1件、教育庁1件、病院事業局1件の合計6件となっている。

第2表 部局別苦情申立(書面)受付件数

部局	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
知事公室														
総務部														
企画部												1		1
環境部														
子ども生活福祉部						1								1
保健医療部														
農林水産部														
商工労働部														
文化観光スポーツ部														
土木建築部			1									1		2
教育庁								1						1
病院事業局											1			1
計			1			1		1			1	2		6

(注) 1件の苦情について所管する部局が複数ある場合には、主な窓口となる部局に算入する。

2 苦情申立（書面）処理状況及び苦情内容

(1) 苦情申立（書面）処理状況

平成30年度は、前年度からの調査継続のものではなく、平成30年度に受け付けた6件全てを処理した。

処理済みの内訳は、行政に不備がなかったもの2件、所管外のもの3件、その他のもの1件となっている。

第3表 苦情申立（書面）処理状況

処理区分	件数
1 申立人に結果通知したもの（苦情調査結果通知書送付）	2
(1) 申立ての趣旨に沿ったもの	
ア 提言したもの	
イ 意見表明したもの	
(2) 行政に不備がなかったもの	(2)
2 所管外のもの	3
(1) 苦情を調査しない旨の通知書送付	(3)
(2) 移送	
3 その他のもの（苦情を調査しない旨の通知書送付）	1
(1) 申立人自身の利害を有しないもの	(1)
(2) 苦情に係る事実のあった日から1年を経過しているもの	
(3) 虚偽その他正当な理由がないもの	

(4) 調査することが適当でないもの	
4 調査を中止したもの	0
5 取り下げられたもの	0
処理済合計	6
6 未処理分（次年度へ調査継続のもの）	0
総計	6

## (2) 苦情申立ての内容及び処理結果

書面による苦情申立ての内容及び処理結果は、次のとおりである。なお、括弧書は、所管部局を示す。

## ア 道路用地の買収について（土木建築部）

〔趣旨〕 道路用地の買収における不当、不平等の是正を求める。

〔結果〕 本件は、那覇地方裁判所において係争中の事項であり、沖縄県オンブズマン設置要綱第3条第2号の規定に該当するため、調査しないこととする。

## イ 行政手続の瑕疵の再発防止について（子ども生活福祉部）

〔趣旨〕 行政手続の瑕疵の再発を防止するための対応策の実施を求める。

〔結果〕 本件は、自己の利害にかかわる苦情とは認められないことから、調査しないこととする。

## ウ 那覇市立中学校運動場の夜間騒音の防止について（教育庁）

〔趣旨〕 那覇市立中学校運動場の夜間騒音を防止してもらいたい。

〔結果〕 本件は、那覇市の所管であり、県の機関の業務の執行に関する事項ではなく沖縄県行政オンブズマン設置要綱第3条の規定により所管外であることから、調査しないこととする。

## エ 職場内でのパワーハラスメントについて（病院事業局）

〔趣旨〕 職場内でのパワーハラスメントの是正を求める。

〔結果〕 本件は、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第3条第4号の規定に該当し、所管外であることから、調査しないこととする。

## オ 県土保全条例による開発行為への指導について（企画部）

〔趣旨〕 県土保全条例による開発行為を行った事業所への厳重な罰と当該地域の原状回復を要求する。また、同地で急遽行われている整地作業への指導を要求する。

〔結果〕 当職としては、平成11年から平成23年までにかけて行われた開発行為に対する申立てについては、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第11条第1項第2号の規定に該当するため、調査しないこととする。また、急遽行われている整地作業については、企画部は県土保全条例に沿って指導していくこととしていることから、適切に対応しているものと考えている。

## カ 住宅用地分譲後の住環境について（土木建築部）

〔趣旨〕 住宅用地分譲後の住環境の問題について誠実に対応してもらいたい。

〔結果〕 当職としては、土木建築部は申立に対し誠実に対応しているものと考えている。なお、当該地域の緑道等を存続し、良好な住環境を維持するためには、県、町及び管理組合三者の密接な協力が必要不可欠なものであることから申立人におかれましても、管理組合の一員として積極的に取り組まれることを期待する。

## 3 窓口・電話等での苦情・相談

苦情申立ては、文書によることとされているが、窓口・電話等での苦情・相談についても、できる限り対応している。

## 第2 提言及び意見表明

行政オンブズマンは、苦情調査の結果必要と認めるときは、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第15条の規定により、県の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう提言し、又は制度の改善を求めるための意見を表明することができる。

平成30年度は、提言及び意見の表明はなかった。

第3 その他運営状況

1 関係機関との連携

県民の苦情や相談は、県の事務に限らず、市町村又は国の事務に関する場合も多く、これらの苦情等についても、市町村の相談窓口、総務省沖縄行政評価事務所等と連携を図りながら事務処理を行っている。

2 インターネットによる県民への情報提供

行政オンブズマンへ寄せられた県民からの苦情・相談内容等を県のホームページに掲載し、広く県民に情報を提供した。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地</p>
---	---